

## 意見書

平成 29 年 10 月 2 日

郵政民営化委員会事務局 御中

一般社団法人全国銀行協会

郵政民営化に関する意見募集について、以下のとおり意見を提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。(別紙に記載)。

以 上

## 「郵政民営化に関する意見募集」に対する意見

一般社団法人全国銀行協会

### 1. これまでの郵政民営化に対する評価

私どもはかねてより、郵政民営化の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことに他ならないと主張してきた。

平成 27 年 11 月、日本郵政およびゆうちょ銀行を含む金融 2 社は株式上場を果たし、郵政民営化は新たな局面に入った。上場を経て、日本郵政グループは、株式市場の規律の下で、平成 27 年 4 月に公表した中期経営計画の着実な実行や適切なリスクコントロール、透明性の確保等を通じた企業価値の向上に取り組んでいるものと認識している。また、復興財源確保法および復興推進会議の決定により、政府が保有する日本郵政株式の売却代金 4 兆円程度を東日本大震災の復旧・復興財源に充てることとされており、その実現に向けても前進したものと理解している。

足元、日本郵政については政府保有株式の二次売出しが実施され、政府保有株式の処分は順調に進んでいる。しかしながら、ゆうちょ銀行を含む金融 2 社については、平成 24 年 10 月施行の改正郵政民営化法（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律）の附帯決議において日本郵政に完全民営化に向けた説明責任を果たすことが求められているにも関わらず、その道筋は依然として示されておらず、民間金融機関との間で公正な競争条件を確保するには至っていない。

こうしたなか、平成 28 年 4 月 1 日に、ゆうちょ銀行の預入限度額が 1,000 万円から 1,300 万円へ引き上げられ、平成 29 年 6 月には、口座貸越による貸付業務等の新規業務への参入について郵政民営化法の規定にもとづく認可が行われている。

預入限度額の引上げについては、平成 27 年 12 月に貴委員会が公表した「今後の郵政民営化の推進の在り方に関する郵政民営化委員会の所見（平成 27 年 12 月）」において、「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等」の見極めの必要性が言及されている。

引上げからまだ 1 年半しか経過していないこと、この間、一貫して超低金利の状況下にあることなどに鑑み、この間の状況のみをもって「他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与える影響等」を判断することは適当ではなく、引き続き状況をモニタリングすることが必要と考える。

口座貸越による貸付業務等の新規業務については、貴委員会が平成 29 年 6 月に公表した「株式会社ゆうちょ銀行の新規業務（口座貸越による貸付業務、資産運用関係業務及びその他の銀行業に付随する業務等）に関する郵政民営化委員会の意見」において、業務を実施する場合の留意事項として、業務遂行能力・業務運営態勢の実効性的確な確保と、口座貸越による貸付業務については利用者への分かりやすく丁寧な説明、利用者の適正な利用のサポート、必要な注意喚起を行う態勢の十分な確保が必要である旨を指摘している。ゆうちょ銀行における業務開始までのこれらを踏まえた対応や情報開示も含めて、注視していく必要がある。

他方、民営化開始以来、ゆうちょ銀行と民間金融機関による連携・共同の動きは着実な拡がりを見せている。その取組みを振り返ると、利用者利便向上の観点から ATM の相互利用を進めてきたほか、平成 21 年 1 月にゆうちょ銀行が全銀システムへの接続を開始したことで、民間金融機関との相互送金が可能となった。また、平成 23 年 10 月には、「特例会員」として全銀協への入会が実現し、振り込め詐欺やマネー・ローンダリング等の情報連携を行っている。さらに、足元ではゆうちょ銀行による民間金融商品の販売やシンジケート・ローンへの参加、投資信託運用会社の共同設立のほか、平成 28 年 7 月以降は、地域経済の活性化や地方創生の観点から、民間金融機関等と地域活性化ファンドへの共同出資を行っている。このように、ゆうちょ銀行の民間金融システムへの融和という面では、前進していると評価している。

## 2. 今後の郵政民営化への期待

今後の郵政民営化の推進に当たっては、改正郵政民営化法で掲げられている「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」といった郵政民営化の目的や理念を踏まえた審議・検討が不可欠である。このうえで、まずは、改正郵政民営化法で定められたゆうちょ銀行を含む金融 2 社の完全民営化に向けて、スケジュールや方法に関し、日本郵政によって具体的な説明責任が果たされることを求めたい。

預入限度額の再引上げについては、さらなる規模拡大につながった場合、現在の市場環境が過去に例を見ない低金利環境であることによる収益影響、あるいは今後の金利上昇局面において、ゆうちょ銀行が抱える金利リスクの大幅な増加が生じ、ひいては将来的な国民負担の発生にもつながりかねない。ゆうちょ銀行が中期経営計画で掲げている「資金運用戦略の高度化」の阻害要因にもなり得るものであり、企業価値向上への悪影響も懸念される。

今後、ゆうちょ銀行自身において、中期経営計画の実現に向けた貯金規模のコントロール等の具体的な取組みが行われるとともに、限度額引上げに係る様々な懸念の現実化を防ぐための適切な対応、問題が発生した場合にその解消に向けた措置が講じられることが不可欠である。

預入限度額に関する議論に当たっては、国内外の経済・金融環境の変化や昨年4月の引上げが他の金融機関等との間の競争関係やゆうちょ銀行の経営状況に与えた影響等の検証結果に加え、その肥大化した規模が今後国内金融市場に大きなインパクトをもたらす可能性があることを踏まえるべきである。

新規業務に関しては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、そのうえで個別業務ごとの参入については公正な競争条件の確保、利用者保護、地域との共存等の観点を総合的に検討し、その可否が判断されるべきと考える。ゆうちょ銀行と民間金融機関はこれまでも様々な連携・協働を進めてきたが、今後もこうした連携・協働が加速し、地域経済の発展や国民の安定的な資産形成に貢献していくことが重要である。その際には、ゆうちょ銀行と民間金融機関が、それぞれの機能や郵便局ネットワークといった強み、経営基盤を活かしつつ、お互いに補完しあう形で連携・協働を進めていく視点が欠かせないと考える。

ゆうちょ銀行においては、巨大な貯金の運用、あるいは郵便局ネットワークを活用した国民の資産形成等に資する販売機能等の領域において、民間金融機関との提携や人材交流を含めたビジネスモデルの改革にも繋がるような本格的な連携・協働の姿が期待されるが、その前提は、完全民営化が進み、公正な競争条件が確保されることであり、繰り返しながら、日本郵政からゆうちょ銀行の完全民営化に向けた説明責任が果たされることを強く求めたい。

日本郵政および日本郵便に対して金融のユニバーサルサービスが義務付けられている点に関して、これに係るコストが金融2社の経営に波及するリスクは回避されるべきである。また、本年4月には、日本郵政の子会社である日本郵便の海外子会社に係る巨額の減損が公表されたが、持株会社として日本郵政から当該海外子会社への関与を強める方針が示されている。こうした金融のユニバーサルサービスのコストや、グループ内の他事業に起因するリスクが仮に金融2社に転嫁されれば、金融事業の健全性が担保されず、わが国の金融システムを不安定化させるおそれがあり、銀行法や保険業法が他業を禁止していることに鑑みても、適切なリスク遮断の措置がとられることが不可欠である。また、ユニバーサルサービスのコストが何らかのかたちで国民負担につながるようになる場合には、民間金融機関や民間事業会社との公正な競争が阻害されることのないよう慎重な制度設計を行うべきである。

今後の郵政民営化の推進に当たっては、貴委員会および関係当局において長期的な国益を十分に踏まえた深度ある審議・検討が行われ、郵政民営化が本来の目的や理念に沿って進められること、その結果ゆうちょ銀行が民間金融システムに融和し、ひいては地域との共存、地方創生への貢献を通じた国民経済の健全な発展に繋がることを切に希望する。

以上